

微量（低濃度）PCB 汚染絶縁油無害化処理に関する焼却処理条件の推移

PCB 処理の推移	PCB 濃度の規定	燃焼温度の条件	無害化処理施設（焼却）の認定数
S47年 PCBの製造中止、回収・保管の行政指導 (S49年 化審法が制定)			
S51年 PCBの焼却処理条件を廃掃法にて規定	濃度範囲の概念なし	<u>1,100℃以上・2秒間</u>	
H13年 (ストックホルム条約締結 →H40年までの処理義務) PCB処理特措法制定 →国によるPCBの処理体制の整備を規定 →H16年 JESCO発足(化学処理)			
H14年 <u>PCB不使用の機器に微量のPCBが混入していることが判明</u> (約77%は10mg/kg以下、約99%は100mg/kg以下と推計された。)	微量PCB: 微量のPCBにより汚染された絶縁油(数ppm~数十ppm程度)		微量PCBの存在が発覚
H17年 環境省が微量PCBの焼却実証試験を開始	→微量PCBが対象	850℃以上で安全に処理されたことを確認。	
H21年3月 中環審専門委員会の提言を受け、 <u>廃掃法を改定</u> →無害化処理認定制度に微量PCBを追加	→ <u>微量PCBが対象</u>	<u>まず1,100℃以上の施設を認定する。それ未満の温度は実証試験を進める。</u>	
H21年 環境省が微量以外のPCB廃棄物について焼却実証試験を開始	→微量PCB以外も対象		
H23年10月 環境省 第1回「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」			H22年12月 第1号認定 H23年6月 第2号認定 (TRP)
H24年8月 第9回同委員会	<u>5,000mg/kg以下を認定施設の処理対象とする。なお実証試験で確認された濃度範囲内で処理するのが適当。</u>	<u>微量PCBに限り、850℃・2秒間の施設も認定する。それ以外の物は実証試験を進める。</u>	
H27年1月 第13回同委員会	<u>一般的に850℃・2秒間で低濃度PCBの適正処理は可能と考えられ、これを踏まえ許可要件を変更する。</u>		
H27年12月 廃掃法施行規則改定		<u>850℃以上・2秒間</u>	
H29年1月 焼却処理ガイドラインの改定		<u>850℃以上・2秒間</u>	↓
(現在) H29年10月			22施設が認定